

## 平成23年12月 6 日（火曜日）

### ○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君		8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田	臣 宣 君		9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君		10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君		11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君		12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君		13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君		14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道	正 博 君		15 番	南	守 雄 君

### ○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君		総 務 部 長	丸 信 也 君
副 町 長	蓑	外 史 男 君		総 務 課 長	若 林 優 治 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君		兼 総 務 課 長	田 中 徹 君
総 務 部 長	出 川	常 俊 君		兼 総 務 課 長	岩 上 涼 一 君
まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君		兼 総 務 課 長	大 徳 茂 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君		兼 総 務 課 長	重 原 正 君
都市整備部長	中 西	昭 夫 君		兼 総 務 課 長	長 谷 川 徹 君
教育委員会教育次長 兼 学校教育課長	長 丸	一 平 君		兼 総 務 課 長	北 川 真 由 美 君
消 防 長	津 幡	博 君		兼 総 務 課 長	中 宮 憲 司 君
町民福祉部 担 当 部 長	北	雅 夫 君		兼 総 務 課 長	井 上 慎 一 君
都市整備部担当部長 兼 企業立地推進室長	山 田	吉 弘 君		兼 総 務 課 長	長 田 学 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君		兼 総 務 課 長	島 田 睦 郎 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 助 田 有 二 君

○議事日程（第1号）

平成23年12月6日 午後2時開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第55号 平成23年度内灘町一般会計補正予算（第3号）

議案第56号 平成23年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成23年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第58号 平成23年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 平成23年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 平成23年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第61号 内灘町子どもの権利条例について

議案第62号 内灘町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 内灘町福祉センター（憩）の指定管理者の指定について

議案第64号 内灘町茶室の指定管理者の指定について

議案第65号 内灘町体育施設（野球場・総合公園テニスコート）の指定管理者の指定について

議案第66号 内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定について

議案第67号 内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定について

提案理由の説明



○開会・開議

午後2時00分開会

○議長【夷藤満君】 ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回内灘町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



○会議録署名議員の指名

○議長【夷藤満君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、12番渡辺旺議員、13番八田外茂男議員を指名いたします。



### ○会期の決定

○議長【夷藤満君】 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。



### ○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成23年10月分の例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。



### ○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第4、議案第55号平成23年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から議案第67号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についての13議案を一括して議題といたします。

なお、本定例会に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号の記載のとおりでありますので、ご了承願います。



### ○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 本日ここに、平成23年第4回内灘町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え何かとご多忙中にもかかわらずご参集を賜り、まことにありがとうございます。

ただいま上程いたしました議案のご審査をいただくに当たり、本町を取り巻く最近の状況と提出議案の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

大阪市長選、府知事選において大阪都構想を掲げる地域政党「大阪維新の会」の橋下徹、松井一郎両氏が当選をいたしました。有権者は、大阪府、大阪市を再編し、一つにすることに大阪の未来を託しました。現在の大阪府は、全国でも突出して多い生活保護費など、大阪都構想以外にも喫緊の課題が山積みとなっておりますが、5兆円を超える負債を抱えていた大阪府の財政を再建させた橋下氏の手腕に市民は期待をしたものと思います。

大阪都構想は、地方自治のあり方と道州制や広域連合のあり方にも一石を投じました。規模と権限の大きい政令指定都市との二重行政の問題を抱える他の都道府県も今回の大阪の動きを注視しており、今後、地方自治制度の改正に拍車がかかっていくものと思います。

国政では、東日本大震災の本格復興に向けた総額12兆1,025億円の平成23年度第3次補正予算が成立いたしました。補正予算としては、リーマンショック後の平成21年度第1次補正予算に次ぐ過去2番目の規模となっております。また、極めて異例となる第4次補正予算案では、東日本大震災に伴う二重ローン問題の対策や生活保護費の追加など2兆円規模になると見られております。

被災された方々は一刻も早い雇用の確保や

新たなまちづくりを期待しており、これ以上復興のスピードをおくらせるわけにはまいりません。与野党は協力をし被災地支援に全力を挙げ、復興のスピードを上げるべきだと考えます。

次に、本町の財政状況について申し上げます。

現下の厳しい経済情勢においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少が見込まれ、かつ公債費が高い水準で推移することや社会保障関係費の自然増等により大幅な財源不足が懸念されています。

先般、石川県内19市町の平成22年度普通会計決算の概要が発表されました。本町の健全化判断比率の指標については、さきの9月議会で申し述べたとおり早期健全化基準を下回っており、健全財政であると言えます。普通会計指標のうち、実質公債費比率については11.4%、県内市町3位、将来負担比率51.0%で4位と、県内市町では財政基盤が安定している部類に属します。

しかしながら、景気低迷による税収減が予想される中、今後の見通しは厳しいものがあると言えます。今後はさらに国予算の全面的見直し、震災復興施策も踏まえ、地方財政がどう影響を受けていくのか、安定した財源確保ができるのか、国政の動向をしっかりと見据えていかねばなりません。

今後とも、財政規律を緩めることなく行政改革を進めていく所存であります。議員各位を初め町民の皆様のご理解、ご支援をお願いいたします。

去る11月27日、内灘町連合女性会、内灘町壮年会協議会が中心となり、町民環境フォーラム2011が「子どもたちも地域もつながるエコタウン内灘からとどけよう！～復興の願いをこめてみんなでつながる エコなくらし～」と題し開催をされました。

この町民環境フォーラムには、持続可能な生活環境の構築を求め続けてきたエコタウン

内灘の町民としての誇りを持ち、地域社会やみずからの暮らしのあり方を考える学びの場として、水質浄化や生物多様性の事例発表を行った大根布小学校5年生を初め多くの皆さんに参加をいただきました。

今年度、内灘町では、全小中学校が地球規模の諸問題に若者の目を向けさせる新しい教育内容や手法の開発、発展を目指すユネスコスクール認証を申請中であり、子供のころから自分たちの未来を地球的視野に立って考え、身近な環境問題に取り組んでいくことの大切さを今回のフォーラムで学んでいただきました。未来の内灘を担う子供たちとともにエコタウン内灘の現在と未来を考えていきたいと願うものであります。

次に、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会による平成23年度スマートコミュニティ構想普及支援事業に、北陸電力管内で白帆台スマートコミュニティ構想が唯一採択をされました。

この事業は、地域のエネルギーを家庭や交通ネットワーク化等で効率的に活用するスマートコミュニティ構想に向けて、地域の実情に即したモデル事業として、国立大学法人金沢大学、米沢電気工事株式会社、関係企業との事業化検討委員会による産学官連携によるものであります。

調査内容は、北陸特有の気象条件下での風力、太陽光発電データ取得や蓄電技術の実証のほか、電気自動車の内灘町からの走行データ取得による急速充電器が必要な地点の検証を行うものであります。

今回の調査により、この白帆台地区のスマートコミュニティ構想の具現化を進め、それにあわせ、白帆台住宅地の販売促進、環境負荷の低減のモデル事業につながっていくことを期待するものであります。

次に、北陸鉄道浅野川線に関しての状況でございます。

当町では、本年5月に設立されました町会

区長会、町連合女性会のメンバーで組織する内灘町浅野川線利用促進会議が主体となり、浅野川線利用促進を図っているところであります。また、これにあわせ、9月30日には沿線であります金沢市、白山市、野々市市、内灘町の住民組織による石川線・浅野川線利用促進連絡会が設立され、ますます利用促進の機運が高まってきております。

現在、北陸鉄道株式会社は、厳しい経営状況の中、安全確保のための施設整備を今年度から創設された国土交通省補助事業「地域公共交通確保維持改善事業」を活用し、国及び県からの支援を受け実施しているところであります。

そのような中、12月1日に北陸鉄道より平成24年度の安全確保のための施設整備を、国、県に加え、沿線自治体へも支援の要請がありました。内灘町としましても、利用者の安全確保のための最低限の施設整備につきましては、他の沿線自治体と歩調を合わせ、真摯に対応していきたいと考えているところであります。

内灘町にとって北陸鉄道浅野川線は重要な公共交通機関であります。今後も公共交通の安全を確保しつつ、事業者、住民、行政が連携して利用促進を図るとともに、国、県、沿線自治体が一体となって鉄道線のあり方について協議を行っていく所存であります。

子供に絵本の読み聞かせを通して親子のきずながさらに深まることを願い、10月2日、文化会館の2階に絵本の部屋「キッズーナ」が誕生いたしました。キッズーナには8,000冊の絵本、600冊の紙芝居、100冊の育児の本を蔵書しており、親子がゆったりと楽しみ、くつろげるスペースとなっております。

絵本の読み聞かせは、子供の想像力、聞く力や語る力を育てるのにとっても重要な役割を果たします。子供は読み聞かせを通して絵本の内容をよく理解し、見るだけより何十倍も楽しむことができます。また、親が自然な声

で読んであげることで子供の情緒が安定し、親子のきずなが一層深まると言われております。親から子への読み聞かせは、親子にとっての触れ合いであり、親の愛情を伝える楽しい時間と言えます。このキッズーナが子育てのまち内灘にふさわしい、小さな子が初めて本に親しむ機会をつくり出し、親子が触れ合えるすばらしい場所となることを切望しております。

内灘町で育つ子供の健やかな成長を願い、子供の権利の保障のあり方や施策の進め方について定め、すべての子供が幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とした内灘町子どもの権利条例を今議会へ上程をいたしました。

この内灘町子どもの権利条例は、第4次総合計画に揚げられる「『人がいきいき まちが元気 個性が輝く魅力あるまち うちなだ』～みんなで創る 協働のまちづくり～」の基本的な理念である「子どもたちに誇りを持って残せる魅力あるまちを築き上げる」の考えを尊重し、内灘町子どもの権利条例検討委員会の皆さんに平成21年1月より2年10カ月、18回にわたり検討を重ねていただき、子どもの権利アンケート、パブリックコメント、意見交換会を経て、広く町民の皆様のご意見もいただきながら内灘町に合った条例を目指したものです。

子供たちの基本的人権の保護と人間としての尊厳が守られることを願い、平成元年に国連において児童の権利に関する条約が採択されました。子供の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守ることを定められており、日本でも平成6年に同条約を批准しております。

しかしながら、近年の子供たちを取り巻く環境は、いじめ、虐待、不登校など深刻な問題が多く発生しているのが現状です。子供は家庭の愛情に包まれ、権利を保障されることにより豊かな人格を形成し、健やかに成長し

ていくことができます。

今後は町において、子ども会議、子どもの権利委員会の設置や総合的な推進計画を策定し、子供の権利に関する各種施策を推進してまいりたいと思います。

内灘町まちづくり基本条例については、平成22年4月にまちづくり町民会議を立ち上げ、よりよいまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政のあり方等を町民目線で活発に議論していただきました。

少子・高齢化が進行し、財政の緊縮、地方分権の流れが加速していく中で、これまでの自治体のあり方や町民の役割も大きく変わろうとしております。このような中で、将来にわたり町民が主役となってまちづくりに参加できる仕組みや情報共有、町民参画、協働の原則など自治の基本が変わることのないよう、今この内灘町まちづくり基本条例の制定が必要なときと考えています。

既に県内では、輪島市、羽咋市、白山市、加賀市などで条例が制定されており、けさの地方紙では、七尾市もまちづくり基本条例案に対する市民からの意見の受け付けを始めたとの記事が掲載をされておりました。この中には、いずれも非常設型ですが住民投票制度が盛り込まれています。

この内灘町まちづくり基本条例は、町民会議の皆さんが1年半余りの議論を重ね、パブリックコメント、地区意見交換会など町民とのコンセンサスの諸手続を経て議会での審議を続けているところであります。

申し上げるまでもなく、この条例は制定して終わりではなく、制定後において、町民の皆様と条例の理念を共有し協働のまちづくりをつくり上げることにあり、さまざまな活動を通して条例理念を啓発していくとともに、町民それぞれが住みよいまちづくりへの主体的な行動を起こしていくことにあります。

平成17年に町長に就任して以来、一貫して住民参加、情報公開、現場主義との姿勢で町

政運営を進めてきました。内灘町男女共同参画まちづくり条例、内灘町子どもの権利条例、そして内灘町まちづくり基本条例の制定と町民が町政やまちづくりに参加できる、開かれた町政運営を私の信念として取り組んできました。

来年1月、町制施行50周年の節目に、新しい自治の姿、自治の基本的ルールを議会の皆様を初め町民の皆様とともに築き、まちづくり元年のスタート・起点となるよう「内灘町まちづくり基本条例」の制定に強い思いを持っているものであり、議会の皆様の格別のご理解を賜りたいと存じます。

内灘町は昭和37年に町制を施行し、来年1月1日をもって、町制50周年の記念すべき節目の年を迎えます。

さかのぼれば、明治22年、市町村制が施行された当時、県下に274の市町村がありましたが、この120年余りの間に幾度も合併が進み、現在は19の市町となりました。しかし、この間一度も合併をしないで単独村制、町制を堅持してきた自治体は唯一、内灘町だけあります。

砂に覆われた不毛の大地で、海の恵みを求めて過酷な自然と闘いながら生活をしてきた先人たちの並々ならぬ努力と英知によって、内灘は連綿として守られてきました。町制施行後は新興住宅団地の造成が相次ぎ整備され、砂丘地は住宅地に生まれ変わり、金沢医科大学の開学などによって町は飛躍的に発展いたします。町制施行時の人口はわずか7,656人でしたが、昭和54年には2万人を超え、現在2万7,000人を超える文化的生活都市として成熟いたしました。これも、幾多の苦難を乗り越えた先人たちの並々ならぬ努力と、この内灘に新天地を求めて移り住んだ人々の一丸となったまちづくりへの情熱のたまものでもあります。

私も50年という節目の年に町長職を担うことの重責をひしひしと感じるとともに、皆さ

んと一緒にまちづくりができることをかけがえのない喜びに感じております。私は、この内灘町をこれまで以上に町民と行政、町民同士の心が通い合い、町民だれもが町政を身近に感じ、我が町と実感ができる元気で活力にあふれた町へとつくり上げていきたいと決意を新たにしております。皆様には、どうか町制50周年を機に、未来を担う子供たちに誇れる内灘のまちづくりになお一層のお力添えをお願いする次第であります。

また、「時がつながり、人がつながり、まちが輝く、50年のあゆみに感謝し、もう一度未来を見つめる。絶え間ない時の流れの中で、私たちは、人と人をつなぎ、まちを育てていく。私たちは、ふるさとを愛する内灘人」の事業コンセプトのもと、町制施行50周年の節目の年を迎えるに当たり、記念事業検討委員会の皆様にはさまざまな記念事業をご提案いただきました。

主な記念事業といたしましては、来年1月15日、文化会館において町制施行記念式典、町の50年の記念映像の放映、並びに町内の小学校ごとに作成していただいた町民愛唱歌を披露していただく運びとなっております。また、2月にはNHKラジオ公開番組「民謡をたずねて」の公開収録、6月には「開運！なんでも鑑定団in内灘」の公開収録を予定しており、このほかにもさまざまな記念事業を企画しております。この町制施行50周年を節目に、町の歴史を、文化を、風土をしっかりとつなげ、内灘町民としての誇りを持ち、町が輝くことを願うものであります。

それでは、ただいまから今定例会に提出いたしました議案の概要並びに提案理由の説明を申し上げます。議員各位の慎重なるご審議をお願い申し上げます。

**議案第55号** 平成23年度内灘町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,701万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億1,391万4,000円と

するものであります。

歳出補正に係る主な事業といたしましては、総務費関係では、平成24年1月に開催予定の町制50周年記念式典における表彰対象者見込み数の増加等に係る補正、街灯電気料金の増額補正等を計上いたしました。

民生費関係では、子ども手当特別措置法の成立に伴うシステム改修費、私立保育園措置費における入所者数及び管外委託保育園児数の増加に伴う負担金の増額、障害者自立支援医療費における生活保護受給者の更生医療給付費の増額、施設系サービス入所者及び通所者の利用者増に伴うサービス給付費等の増額、介護保険特別会計に対する繰出金の増額補正等を計上いたしました。

衛生費関係では、子宮頸がん等予防接種費の増額、エコエネルギーシステム設置補助金の申請者の増加に伴う増額補正を計上いたしました。

商工費関係では、海岸清掃業務委託料の増額補正等を計上いたしました。

土木費関係につきましては、道路維持管理費における町道補修工事費、除雪体制の強化に伴うパトロール車借上料、白帆台地内の宅地造成に係る電力入線負担金の増額補正費等を計上いたしました。

消防費関係では、消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金による消防団員の救命胴衣購入、財団法人日本消防協会からの多機能型消防車交付に伴う登録諸経費等を計上いたしました。

教育費関係では、寄附による児童図書購入費の補正等を計上いたしました。

歳入に係る主なものといたしましては、地方特例交付金の増額、保育所運営費負担金の増による国及び県支出金の増額、県の障害者自立支援負担金、子宮頸がん等ワクチン接種交付金、海岸漂着物地域対策推進事業委託金、その他ふるさと寄附金、北部土地区画整理組合精算金等を計上いたしました。不足財源に

については、財政調整基金より2,117万4,000円を繰り入れいたしました。

**議案第56号** 平成23年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、社会資本整備総合交付金の追加内示に伴い、大根布雨水管きょ更新工事を再計上するものであります。

**議案第57号** 平成23年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、退職被保険者等療養給付費の見込み額の増等に伴う歳入歳出の所要の補正であります。

**議案第58号** 平成23年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険料軽減対象者数の確定に伴う歳入歳出の所要の補正であります。

**議案第59号** 平成23年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の見込み額の増に伴う歳入歳出の所要の補正であります。

**議案第60号** 平成23年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人件費に係る所要の補正であります。

**議案第61号** 内灘町子どもの権利条例につきましては、冒頭申し上げましたが、すべての子供が幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的に新たな条例を制定するものであります。

**議案第62号** 内灘町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の確保を図るため、入団資格の範囲の拡大と欠格時の緩和措置に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、**議案第63号**から**議案第67号**までの5件につきましては、地方自治法の規定による指定管理者を指定するためのものであります。

**議案第63号** 内灘町福祉センター（憩）の指定管理者の指定について、**議案第64号** 内灘町茶室の指定管理者の指定について、**議案第65号** 内灘町体育施設（野球場・総合公園

テニスコート）の指定管理者の指定について、**議案第66号** 内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定について、**議案第67号** 内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定について、以上5件につきましては、それぞれの施設について指定管理者を指定するためのものであります。

以上が今回提出いたしました議案の提案理由並びにその概要であります。何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

師走を迎え、寒い日が続きますが、議員の皆様におかれましては、どうぞご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えになられますよう心からご祈念申し上げ、私の説明を終わります。

ありがとうございました。

**○議長【夷藤満君】** 提案理由の説明が終わりました。



## ○散 会

**○議長【夷藤満君】** 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明7日は議案調査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長【夷藤満君】** ご異議なしと認めます。よって、明7日は休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は8日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時33分散会